

時短要請協力金を給付します



大分県からの要請

2021.5.11

要請内容

- (1) 営業時間を5時から**21時まで**の間としてください
- (2) 酒類提供時間を11時からとし、酒類のオーダーストップは**20時まで**としてください

要請期間 対象地域

- (1) 大分市・別府市 令和3年5月12日(水) 0時～5月31日(月)24時 (20日間)
- (2) その他の市町村 令和3年5月14日(金) 0時～5月31日(月)24時 (18日間)
※やむを得ない場合は、5月17日(月)から

対象施設

- 飲食店営業許可・喫茶店営業許可を受けた飲食店・遊興施設等**
- ◆具体例：レストラン、居酒屋、バー、スナック、ライブハウス、カラオケボックス、宿泊施設において宿泊客以外に飲食を提供する飲食施設
 - ◆対象外となる施設例（詳細は県ホームページQ&Aでお知らせします）
テイクアウト・デリバリー専門店、スーパー・コンビニ等のイートインスペース

時短要請協力金の概要

給付要件

- 通常時、夜21時から朝5時までの時間帯に営業していること
- 要請期間において、時短要請に依拠していない日がないこと
- 業種別ガイドラインを遵守していること
- お客様に「マスク会食」の呼びかけを行うこと

給付金額

(★) 1日当たり給付額の算出方法

1日当たり給付額(★) × 時短要請に応じた日数

(※1) 1日当たり売上高
令和元年または2年の飲食部門5月売上高 ÷ 31日

◆中小企業・個人事業者（売上高方式）※売上高減少額方式の選択も可能

1日当たり売上高 (※1)	1日当たり給付額
8万3,333円以下	2.5万円
8万3,333円超～25万円未満	1日当たり売上高の3割
25万円以上	7.5万円

◆大企業（売上高減少額方式）

1日当たり売上高減少額 (※2) の4割

【上限額】「20万円」または「1日当たり売上額の3割」のいずれか低い額

(※2) 1日当たり売上高減少額
(令和元年または2年の飲食部門5月売上高 - 令和3年の飲食部門5月売上高) ÷ 31日

提出書類

必要書類の詳細については、あらためて県ホームページでお知らせします（電子申請または郵送での提出を予定しています）

申請期間

令和3年6月以降を予定しています
あらためて県ホームページでお知らせします

問い合わせ先／大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課
TEL：097-506-3283、3284、3289、3290（平日9～17時）

大分県からのお願い

- 大分県は、以下の期間、21時までの営業時間短縮要請を行っています。ご協力をお願いします。

大分市・別府市

令和3年5月12日(水) ～ 5月31日(月)

その他の市町村

令和3年5月14日(金) ～ 5月31日(月)

※やむを得ない場合は5月17日(月)から

- 本日の調査以後、要請に応じていただいた場合の協力金の支給については、下記問い合わせ先までお問い合わせください。
- 協力金の申請を予定されている方は、「時短営業のお知らせ」の張り紙を店頭などに掲示し写真で保存しておくなど、申請の際に営業時間の短縮が確認できる資料を提出できるよう準備をお願いします。
- その他、協力金についてご不明な点があれば、下記問い合わせ先までご連絡ください。